

学力に関する証明書（中一種免）をもとにした基本用語の解説

1. 学力に関する証明書

収めた成績のうち、教育職員免許法に定める教職課程関係科目のみを証明する証明書。

▼教育職員免許法

（証明書の発行）

第7条 大学（文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。）は、免許状の授与、新教育領域の追加の定め（第5条の2第3項の規定による新教育領域の追加の定めをいう。）又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の**学力に関する証明書**を発行しなければならない。

◎[教員免許ハンドブック](#) Ⅰ 解釈事例編（58頁）

○学力に関する証明書の発行義務

Q 大学は、免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の学力に関する証明書を発行しなければならないとされているが、最低修得単位数を満たしていない場合や退学など様々な要件を満たさないと、学力に関する証明書を発行しない大学がある。

大学を卒業後、別の大学の科目等履修生として不足単位を修得しようとする場合、卒業大学から学力に関する証明書が発行されないと、どの単位が不足しているのかわからず、これから単位を取得しようとする大学等としても履修指導ができず対応に苦慮しているので、学生から請求があつた場合は、学力に関する証明書を発行するよう、大学にご指導願いたい。

A 第7条第1項により、大学は、免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、学力に関する証明書を発行しなければならないことになっている。このようなことがあつた場合には、個別具体的な大学名を文部科学省まで連絡してほしい。

▼教育職員免許法施行規則

第 73 条 免許法第 7 条第 1 項に規定する証明書の様式は、別記第二の一号様式から第二の四号様式までのとおりとする。

別記第二の一号様式

学力に関する証明書（別表第 ）	
氏 名	
（旧 姓）	
（通称名）	
年 月 日生	
上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法（別表第 ）第 2 欄に定める基礎資格を有し、同表第 3 欄に定める単位を修得したことを証明する。	
年 月 日	
〇〇大学 学長 〇〇 〇〇	
記	
1、基礎資格	
・ 学位の種類	
・ 在学期間	
年 月 日 ～ 年 月 日	
（〇〇大学〇〇学部〇〇学科 卒業）	
2、単位	
・（教科及び教職）（養護及び教職）（栄養に係る教育及び教職）に関する科目	
（科目名）〇〇単位	
・ 特別支援教育に関する科目	
（科目名）〇〇単位	
・（教科又は教職）（養護又は教職）（栄養に係る教育又は教職）に関する科目 〇〇単位	
・ 上記の全ての単位を修得した年度 年度	
・ 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	
（科目名）〇〇単位	

2. 別表

取得しようとする免許状に関する基礎資格および必要修得単位数を定めた表。

別表第1 幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭免許状の取得方法。

別表第2 養護教諭免許状の取得方法。

別表第2の2 栄養教諭免許状の取得方法。

別表第3 幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭免許状を取得している方が、教員の勤務経験を有したうえで、さらに上位の免許状を取得する場合の方法。

別表第4 中学校教諭、高等学校教諭免許状を取得している者が、他の教科の免許状を取得する場合の方法（実務の検定がないため、教員の勤務経験は必要なし）。

別表第5 中学校における職業実習、高等学校における看護実習・家庭実習・情報実習・農業実習・工業実習・商業実習・水産実習・福祉実習・商船実習の免許状の取得を希望する者が、その実習に関する実務経験を有したうえで取得する方法。

別表第6 養護教諭免許状を取得している者が、教員の勤務経験を有したうえで、さらに上位の免許状を取得する場合の方法

別表第6の2 栄養教諭免許状を取得している者が、教員の勤務経験を有したうえで、さらに上位の免許状を取得する場合の方法

別表第7 幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭免許状を取得している者が、教員の勤務経験を有したうえで、特別支援学校教諭二種免許状を取得する場合及び特別支援学校教諭免許状を取得している方が、教員の勤務経験を有したうえで、さらに上位の免許状を取得する場合の方法

別表第8 幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭免許状を取得している者が、教員の勤務経験を有したうえで、隣接する学校種の免許状を取得する場合の方法

▼別表第 1（第 5 条、第 5 条の 2 関係）

第 一 欄		第 二 欄	第 三 欄	
所要資格 免許状の種類		基 礎 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	7 5	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 1	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 1	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 7	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 5	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		5 0
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		2 6
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		1 6
備考				
四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。				

3. 免許状の免許教科及び種類の記載（課程認定申請の手引き 25 頁）

幼稚園教諭一種免許状	幼一種免
幼稚園教諭専修免許状	幼専免
小学校教諭二種免許状	小二種免
小学校教諭専修免許状	小専免
中学校教諭一種免許状（国語）	中一種免（国語）
中学校教諭専修免許状（社会）	中専免（社会）
高等学校教諭一種免許状（地理歴史）	高一種免（地理歴史）
高等学校教諭専修免許状（数学）	高専免（数学）
特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・病弱者）	特支一種免（知・病）
特別支援学校教諭専修免許状（視覚障害者）	特支専免（視）
養護教諭一種免許状	養教一種免
養護教諭専修免許状	養教専免
栄養教諭一種免許状	栄教一種免
栄養教諭専修免許状	栄教専免

4. 基礎資格

免許状の授与を受けるための基礎となる資格で課程認定大学での取得の有無を問わない。

学位を記載する場合、過去は〇〇学士という時期があったので、学位（称号）取得年月に注意する必要がある。

- ・ 1991（平成 3）年 6 月 30 日までの卒業は「●●学士」
- ・ 1991（平成 3）年 7 月 1 日以降の卒業は「学士（●●学）」と表記。
- ・ 短大：2005 年度以降卒業生は、「短期大学士」、2004 年度以前卒業生は、「準学士」と表記。

☆教員免許ハンドブック Ⅰ 解釈事例編（261 頁）

◎基礎資格取得の課程と課程認定

Q 基礎資格を取得する課程については、課程認定は関係がなく、課程認定のない大学において、別表第 1 の基礎資格を得た場合も、法定基礎資格を満たしたものと解するが如何。

A 御見解のとおり。

Q 法別表第 1 の基礎資格欄中、「短期大学士の学位を有すること。」の大学は、必ずしも認定課程を有する大学に限定しない趣旨か。

A 御見解のとおり。

5. 教科に関する専門的事項に関する科目

(1) 一般的包括的内容

▼課程認定審査の確認事項2 (1)

施行規則第4条第1項表備考第2号に規定する「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであることとする。

★[課程認定申請の手引き](#) (令和8年度開設用) 別冊 23 頁

No.4

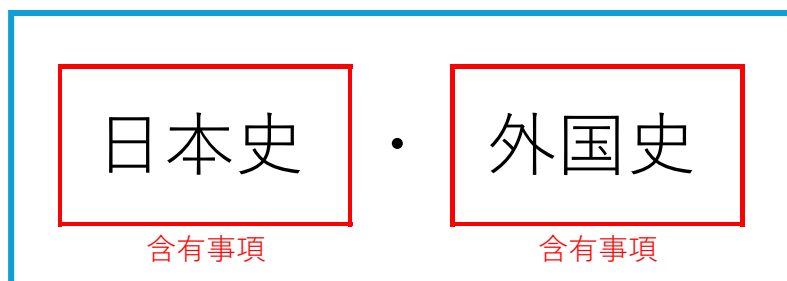
Q 施行規則及び教職課程認定基準において、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」の科目区分では一般的包括的な内容を含むものでなければならないとされているが、一般的包括的な内容となっているかどうかをどのように確認すればよいか。

A 一般的包括的な内容を一概に示すことはできないが、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏っていない内容を指す。例えば、中学校の社会の教職課程の「地理学（地誌を含む。）」の区分であれば、自然地理学、人文地理学及び地誌学について、それぞれ偏りなく学修することが必要である。一般的包括的な内容となっているかどうかは、学習指導要領も参考にして、学習内容に偏りが無いかどうかを確認すること。(学習内容を中学校及び高等学校のレベルに合わせるということではなく、分野の目安として参考にすること。)

(2) 複合事項・含有事項

『日本史・外国史』のように教科に関する専門的事項としては1つであるが、その中に複数の別個の事項が含まれるものがある。こうした事項全体を「複合事項」、当該複合事項に含まれる別個の事項（日本史や外国史）を「含有事項」という。

複合事項



(3) “・”

平成28年改正法までは“及び”だったものが、“・”に変わった。意味は及びということで同じ。

(4) 「 」

“「 」”は教育職員免許法施行規則第4条第1項表備考第4号に“当該事項の一以上にわたって行うものとする”と規定されている。「法律学、政治学」においては、両分野の一般的包括的内容を含む単位の修得は必要なく、例えば法律学分野の一般的包括的内容を含む単位のみで、事項「法律学、政治学」の一般的包括的内容を含む単位を修得したこととなる。“法律学”と“政治学”分野でそれぞれ一般的包括的内容を含む授業科目を用意しても両方の単位を修得しなければならないというわけではない。

▼教員免許ハンドブック Ⅰ 解釈事例編 (506 頁)

◎「哲学、倫理学、宗教学」の単位修得方法

Q 中二種免(社会)を取得する場合の単位修得方法について、教科に関する科目のうち「哲学、倫理学、宗教学」についての科目履修は、「 」の中のいずれか1科目の修得でよい。

A 施行規則第4条第1項の表備考第3号の規定により、「 」内に表示された科目の単位の修得は、その科目の1以上にわたって行うものとされていることから、いずれか1科目の修得で足りる。

A 中の施行規則第4条第1項の表備考第3号は現行規則では第4号

6. 教職課程コアカリキュラム

全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示したもの。

対象となる科目

- ◆教職専門科目
- ◆教科に関する専門的事項(小中高・英語)
- ◆特別支援教育に関する科目

課程認定申請時に対象科目についてはすべてコアカリキュラム対応表の提出が義務付けられている。

②教職課程コアカリキュラム対応表

教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)

全体目標: 現代社会における教職の重要性の高まりを背景に、教職の意義、教員の役割・資質能力・職務内容等について身に付け、教職への意欲を高め、さらに適性を判断し、進路選択に資する教職の在り方を理解する。

(1)教職の意義

一般目標: 我が国における今日の学校教育や教職の社会的意義を理解する。

到達目標: 1) 公教育の目的とその担い手である教員の存在意義を理解している。
2) 進路選択に向け、他の職業との比較を通して、教職の職業的特徴を理解している。

(2)教員の役割

一般目標: 教育の動向を踏まえ、今日の教員に求められる役割や資質能力を理解する。

到達目標: 1) 教職観の変遷を踏まえ、今日の教員に求められる役割を理解している。
2) 今日の教員に求められる基礎的な資質能力を理解している。

(3)教員の職務内容

一般目標: 教員の職務内容の全体像や教員に課せられる服務上・身分上の義務を理解する。

到達目標: 1) 幼児、児童及び生徒への指導及び指導以外の校務を含めた教員の職務の全体像を理解している。
2) 教員研修の意義及び制度上の位置付け並びに専門職として適切に職務を遂行するため生涯にわたって学び続けることの必要性を理解している。
3) 教員に課せられる服務上・身分上の義務及び身分保障を理解している。

(4)チーム学校への対応

一般目標: 学校の担う役割が拡大・多様化する中で、学校が内外の専門家等と連携・分担して対応する必要性について理解する。

到達目標: 1) 校内の教職員や多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、チームとして組織的に諸課題に対応することの重要性を理解している。

教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校への対応を含む。)		項目	(1)		(2)		(3)			(4)
		到達目標 ／授業回	1)	2)	1)	2)	1)	2)	3)	1)
授業科目名及び授業回 (シラバスのページ番号)										

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

7. 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）

中一種免は 8 単位、中二種免は 2 単位、高一種免は 4 単位の修得が必要。

▼免許法施行規則第 4 条第 1 項表備考

六 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては 8 単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては 2 単位以上を修得するものとする（次条第 1 項の表の場合においても同様とする。この場合において、「8 単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては 2 単位以上」とあるのは「4 単位以上」と読み替えるものとする。）。

次条：高等学校教諭免許状取得にあたっての修得単位を規定している第 5 条

8. 複合科目（上記 2 つの事項を合わせた内容に係る科目）

複数の教科に関する専門的事項を含めた科目や教科に関する科目と各教科の指導法の両方を含めた科目。複合科目の開設は任意。

（以下、令和 5 年度認定の東京学芸大学の認定科目より抜粋）

◆中学・社会

・歴史学概論

日本史、外国史の区分を超え、歴史学の学び方について基本的な考え方を学ぶ科目

◆中高・保健体育

・学校部活動総論

9. 学校体験活動

学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のもの（教育職員免許法施行規則第 2 条第 1 項表備考第 8 号）。

▼課程認定審査の確認事項 2

（6）教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のもの）の開設にあたっては、以下の事項を満たすことを原則とする。

①教育実習と学校体験活動の両方の授業科目が相まって教育実習としての目標を達成すること

- ②実習校と大学が連携して実施体制やプログラム等を構築すること
- ③学校教育に関連する活動全般に対する支援や補助業務を中心とし、学生は実習校の指示の下に活動を行うこと

◆具体的な活動内容

(令和 6 年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会 資料 1・31 頁より)

- ・児童、生徒等の話し相手、遊び相手
- ・授業補助
- ・学校行事や部活動への参加
- ・事務作業の補助
- ・学習指導員としての学校教育活動の支援
- ・放課後児童クラブ、放課後教室における放課後や休日の学校・児童生徒支援
- ・教育委員会・学校が NPO や民間企業等と連携して進める不登校や貧困等、様々な困難を抱える子供たちの支援
- ・高等学校等における「総合的な探究の時間」の補助 等

◆学校体験活動と教育実習の違い

(令和 6 年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会資料 1・32 頁より)

	学校体験活動	教育実習
内容	学校等における教育活動や学校行事、部活動、 <u>学校事務などの学校における活動全般について、支援や補助業務を行うことが中心</u>	学校の教育活動について実際に <u>教員としての職務の一部を実践させることが中心</u>
実施期間	実施方法にもよるが、教育実習よりも長期間を想定（ただし、一日あたりの時間数は少ないことを想定）	4 単位で 120 時間程度（3～4 週間程度） 2 単位で 60 時間程度（2～3 週間程度）
学校の役割	<u>学校体験活動の目標達成に向けた指導</u> 、学生が行う支援、補助業務の指示	<u>実習生への指導や評価表の作成（そのための指導教員を専任し、組織的な指導体制を構築）</u>

10. 教職実践演習

「当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする」と教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第10号に規定されている。

▼教職実践演習の実施に当たっての留意事項

（平成20年10月24日課程認定委員会決定（一部改正：令和5年9月28日））

1. 教育研究実施組織

- 当該科目の実施に当たっては、中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（平成18年7月）（以下、「18年答申」という。）に示された当該科目の趣旨を踏まえ、教科及び教職に関する科目の担当教員が協力して行うこと。

2. 履修時期

- 履修時期は、他の教科及び教職に関する科目の実施状況を踏まえ、大学の判断により適切な時期に実施すること。

3. 授業方法

- 授業の方法は演習を中心とし、ICTを積極的に活用すること。
- 受講者数は、演習科目として適正な規模で行うこと。
- 学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不足している知識や技能等を補うものとする。
- 役割演技（ロールプレイング）、事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業等も積極的に取り入れることが望ましいこと。また、その際、学生がICTを活用し取り組む内容とすることが望ましい。
- 学校現場の視点を取り入れる観点から、必要に応じて、現職の教員又は教員勤務経験者を講師とした授業を含めること。
- 連携先となる教育委員会及び学校を確保することや授業計画の立案に当たって、当該教育委員会又は学校の意見を聞くことが望ましいこと。
- その他18年答申の趣旨を踏まえた内容及び方法により実施すること。

▼18 年答申<今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）>：教職実践演習（仮称）について

1. 科目の趣旨・ねらい

- 教職実践演習（仮称）は、教職課程の他の授業科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じて、学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、課程認定大学が自らの養成する教員像や到達目標等に照らして最終的に確認するものであり、いわば全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられるものである。学生はこの科目の履修を通じて、将来、教員になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることにより、教職生活をより円滑にスタートできるようになることが期待される。
- このような科目の趣旨を踏まえ、本科目には、教員として求められる以下の4つの事項を含めることが適当である。
 1. 使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項
 2. 社会性や対人関係能力に関する事項
 3. 幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項
 4. 教科・保育内容等の指導力に関する事項
- また、本科目の企画、立案、実施に当たっては、常に学校現場や教育委員会との緊密な連携・協力を留意することが必要である。

2. 授業内容例

- 上述のような本科目の趣旨を考慮すれば、授業内容については、課程認定大学が有する教科に関する科目及び教職に関する科目の知見を総合的に結集するとともに、学校現場の視点を取り入れながら、その内容を組み立てていくことが重要である。具体的には、以下のような授業内容例が考えられる。

授業内容例	含めることが必要な事項との関連
○ 様々な場面を想定した役割演技（ロールプレイング）や事例研究のほか、現職教員との意見交換等を通じて、教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務等を理解しているか確認する。	主として1に関連
○ 学校において、校外学習時の安全管理や、休み時間や放課後の補充指導、遊びなど、子どもと直接関わり合う活動の体験を通じて、子ども理解の重要性や、教員が担う責任の重さを理解しているか確認する。	主として1、3に関連
○ 役割演技（ロールプレイング）や事例研究、学校における現地調査（フィールドワーク）等を通じて、社会人としての基本（挨拶、言葉遣いなど）が身に付いているか、また、教員組	主として2に関連

組織における自己の役割や、他の教職員と協力した校務運営の重要性を理解しているか確認する。	
○ 関連施設・関連機関（社会福祉施設、医療機関等）における実務実習や現地調査（フィールドワーク）等を通じて、社会人としての基本（挨拶や言葉遣いなど）が身に付いているか、また、保護者や地域との連携・協力の重要性を理解しているか確認する。	主として2に関連
○ 教育実習等の経験を基に、学級経営案を作成し、実際の事例との比較等を通じて、学級担任の役割や実務、他の教職員との協力の在り方等を修得しているか確認する。	主として2、3に関連
○ いじめや不登校、特別支援教育等、今日的な教育課題に関しての役割演技（ロールプレイング）や事例研究、実地視察等を通じて、個々の子どもの特性や状況に応じた対応を修得しているか確認する。	主として3に関連
○ 役割演技（ロールプレイング）や事例研究等を通じて、個々の子どもの特性や状況を把握し、子どもを一つの学級集団としてまとめていく手法を身に付けているか確認する。	主として3に関連
○ 模擬授業の実施を通じて、教員としての表現力や授業力、子どもの反応を活かした授業づくり、皆で協力して取り組む姿勢を育む指導法等を身に付けているか確認する。	主として4に関連
○ 教科書にある題材や単元等に応じた教材研究の実施や、教材・教具、学習形態、指導と評価等を工夫した学習指導案の作成を通じて、学習指導の基本的事項（教科等の知識や技能など）を身に付けているか確認する。	主として4に関連

（注）

授業内容例は、どのような授業を行えば、学生が教員として最小限必要な資質能力の全体を修得しているか（理解しているか、身に付いているか）確認できるかを例示したものである。

課程認定大学においては、本科目の中で、上述の授業内容例を必ずしもすべて行う必要はなく、科目に含めることが必要な事項1～4が全体として確認できるよう、適宜、組み合わせる授業を編成することが望ましい。

3. 到達目標及び目標到達の確認指標例

含めることが必要な事項	到達目標	目標到達の確認指標例
1. 使命感や責任感、教育的愛情等に関	○ 教育に対する使命感や情熱を持ち、常に子どもから学び、共に成長しようとする姿	○ 誠実、公平かつ責任感を持って子どもに接し、子どもから学び、共に成長しようとする意識を持つ

する事項	勢が身に付いている。 ○ 高い倫理観と規範意識、困難に立ち向かう強い意志を持ち、自己の職責を果たすことができる。 ○ 子どもの成長や安全、健康を第一に考え、適切に行動することができる。	て、指導に当たることができるか。 ○ 教員の使命や職務についての基本的な理解に基づき、自発的・積極的に自己の職責を果たそうとする姿勢を持っているか。 ○ 自己の課題を認識し、その解決に向けて、自己研鑽に励むなど、常に学び続けようとする姿勢を持っているか。 ○ 子どもの成長や安全、健康管理に常に配慮して、具体的な教育活動を組み立てることができるか。
2. 社会性や対人関係能力に関する事項	○ 教員としての職責や義務の自覚に基づき、目的や状況に応じた適切な言動をとることができる。 ○ 組織の一員としての自覚を持ち、他の教職員と協力して職務を遂行することができる。 ○ 保護者や地域の関係者と良好な人間関係を築くことができる。	○ 挨拶や服装、言葉遣い、他の教職員への対応、保護者に対する接し方など、社会人としての基本が身についているか。 ○ 他の教職員の意見やアドバイスに耳を傾けるとともに、理解や協力を得ながら、自らの職務を遂行することができるか。 ○ 学校組織の一員として、独善的にならず、協調性や柔軟性を持って、校務の運営に当たることができるか。 ○ 保護者や地域の関係者の意見・要望に耳を傾けるとともに、連携・協力しながら、課題に対処することができるか。
3. 幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項	○ 子どもに対して公平かつ受容的な態度で接し、豊かな人間的交流を行うことができる。 ○ 子どもの発達や心身の状況に応じて、抱える課題を理解し、適切な指導を行うことができる。 ○ 子どもとの間に信頼関係を築き、学級集団を把握し	○ 気軽に子どもと顔を合わせたリ、相談に乗ったりするなど、親しみを持った態度で接することができるか。 ○ 子どもの声を真摯に受け止め、子どもの健康状態や性格、生育歴等を理解し、公平かつ受容的な態度で接することができるか。 ○ 社会状況や時代の変化に伴い生じる新たな課題や子どもの変化

	て、規律ある学級経営を行うことができる。	を、進んで捉えようとする姿勢を持っているか。 ○ 子どもの特性や心身の状況を把握した上で学級経営案を作成し、それに基づく学級づくりをしようとする姿勢を持っているか。
4. 教科・保育内容等の指導力に関する事項	○ 教科書の内容を理解しているなど、学習指導の基本的事項（教科等の知識や技能など）を身に付けている。 ○ 板書、話し方、表情など授業を行う上での基本的な表現力を身に付けている。 ○ 子どもの反応や学習の定着状況に応じて、授業計画や学習形態等を工夫することができる。	○ 自ら主体的に教材研究を行うとともに、それを活かした学習指導案を作成することができるか。 ○ 教科書の内容を十分理解し、教科書を介して分かりやすく学習を組み立てるとともに、子どもからの質問に的確に答えることができるか。 ○ 板書や発問、的確な話し方など基本的な授業技術を身に付けるとともに、子どもの反応を生かしながら、集中力を保った授業を行うことができるか。 ○ 基礎的な知識や技能について反復して教えたり、板書や資料の提示を分かりやすくするなど、基礎学力の定着を図る指導法を工夫することができるか。

(注1)

到達目標は、学生が具体的にどの程度のレベルまで修得している（身に付いている）ことが必要であるかを示した基本的・共通的な指標である。したがって課程認定大学の判断により、これらの到達目標に加えて別の目標も設定することは可能である。

(注2)

確認指標例は、どのような観点に基づけば、到達目標に達しているかどうか確認できるかを例示したものである。課程認定大学においては、到達目標との関連を考慮して、適宜、確認指標例を組み合わせたり、あるいは別の確認指標例を付加して確認を行うことが望ましい。

事務連絡
平成21年7月1日

各国公立大学
各指定教員養成機関
各養護教諭養成機関
教職課程担当者 殿

文部科学省初等中等教育局教職員課

教職実践演習における履修カルテの作成・活用例について

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第34号）」により、平成22年度以降の新入生の教職課程の「教職に関する科目」として、「教職実践演習」が新設されました。

当該科目は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものです（教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第6条表備考第11号）。

このため、「教職実践演習の実施にあたっての留意事項（平成20年10月24日課程認定委員会決定）」においては、教職実践演習の授業方法については、「学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不足している知識や技能等を補うものとする。」としています。

その前提として、具体的には、学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握するための「履修カルテ」を作成し、それを踏まえた指導を行う体制を備えることが必要になります（この点については、平成20年11月28日付け事務連絡「教職実践演習の新設に係る課程認定申請等について」における教職実践演習の申請のためのシラバス及び教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例で示しているところです。）。

当該「履修カルテ」の作成例及びその活用方法の例について、課程認定委員会で議論の上、別添のとおり作成しましたのでお送りいたします。

各教職課程を有する大学におかれましては、これらについても参考の上、学生の教職課程の履修履歴の把握及びそれを踏まえた指導に努めていただければと思います。

なお、履修カルテの取組及びそれを踏まえた指導の実施状況については、今後、課程認定大学実地視察における視察事項とするとともに、適宜、実態把握のための調査等をお願いする予定です。

本件担当：

文部科学省 初等中等教育局 教職員課 免許係

（内線：2451、2453）

電話：03－5253－4111（代表）

履修カルテの活用方法（例）

（１）履修カルテの作成【教員養成カリキュラム委員会】

教員養成カリキュラム委員会（教職課程の運営や教職指導を全学的に行う組織の仮称）等において、履修カルテを作成。

（２）履修カルテの記入

① 教職関連科目の履修状況についての記入【大学又は学生】

教職関連科目についての履修状況を記入

…（例）履修カルテ①＜教職関連科目の履修状況＞

※ 履修状況の把握は、教職実践演習を行う教員をはじめ、大学側が学生を指導のために把握することを目的とするものであるが、学生のモチベーションの向上等を目的として、学生に記入を行わせることも考えられる。

この点の取扱い（大学側で記入するか、学生に記入させるか）については大学の判断で実施することとなる。

② 必要な資質能力に関する評価についての記入【担当教員及び学生】

各年度の終わり（教職実践演習実施年度には、教職実践演習開始の直前）に、以下の事項について記入。

- ・ 各学生が、必要な資質能力についての自己評価を記入

…（例）履修カルテ②＜自己評価シート＞

- ・ 担当教員が、各学生について、必要な資質能力が身についているかについての評価を記入

…（例）履修カルテ①＜教職関連科目の履修状況＞の「履修者の具体的な傾向・特徴」欄

※ 教員評価については、

- ・ 各教職科目毎に科目の担当教員（非常勤講師も含む。）が評価を行うこと
- ・ 教職担当教員が、対象学生について総合的に評価を行うこと

等が考えられるが、どのような方法をとるかは大学の判断で実施することとなる。

なお、教職担当教員が、学生について総合的な評価を行う場合には、教職科目の成績等をもとに、以下のような観点から実施することが適当と考えられる。

＜観点（例）＞

- 教職の意義、教育の理念・教育史・思想、学校教育の社会的・制度的・経営的理解等、学校教育に関する理解が身についているか。

- 子どもに関する心理・発達論的な理解や子どもの状況に応じた対応方法等、子どもに関する理解が身についているか。
 - 教科・教育課程に関する基礎知識・技能が身についているか。
 - 自らの役割を見つけ、与えられた役割をきちんとこなし、他者と協力して課題に取り組むことができるか。
 - 子どもや保護者に対応できるコミュニケーション能力が身についているか。
 - 教材開発、授業の構想・展開等の実践的な能力が身についているか。
- など

（３）履修カルテの管理【教員養成カリキュラム委員会】

履修カルテの管理は、教員養成カリキュラム委員会等で行う。

※ 履修カルテは、教職実践演習を行う教員をはじめ、大学側が学生を指導のために把握することを目的とするものであるが、学生のモチベーションの向上等を目的として、学生も教員評価等の欄を参照できるようにすることも考えられる、具体的には、大学の判断で実施することとなる。

（４）教職指導への活用【大学】

履修カルテを学生の教職指導に活用。

- ・ 必要に応じた苦手分野の補完的な指導の実施
 - ・ クラス毎の指導計画の策定
- など

（５）教職実践演習への活用【教職実践演習担当教員】

- ・ 教職実践演習の実施に当たり、担当教員が、履修カルテを参照して学生の履修状況を把握。
- ・ 教職実践演習の進め方についての参考とすることや、個別の補完的な指導等に活用。

11. 大学が独自に設定する科目

この欄より上の科目区分に該当しない、これらの科目に準ずる科目をこの欄の科目に開設することができる。また開設しなくとも、この欄より上の科目区分において法定最低修得単位数を超えた単位がこの欄の科目の単位として集計される。

(以下、令和5年度認定の東京学芸大学の認定科目より抜粋)

- ・学びを支えるファシリテーションの技法
- ・学校教育におけるSDGs
- ・環境と教育実践
- ・いじめ・不登校と変化する社会
- ・現代の学校と外国人児童・生徒
- ・教室集団の人間関係
- ・道徳教育の指導法

(以下、令和5年度認定の鳴門教育大学の認定科目より抜粋)

- ・学校図書館メディアの構成
- ・学習指導と学校図書館
- ・読書と豊かな人間性
- ・情報メディアの活用

(以下、令和5年度認定の徳島大学の認定科目より抜粋)

- ・介護等体験

▼免許法施行規則第2条第1項表備考第14号

十四 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、大学が加えるこれらに準ずる科目又は第21条の2第1項の規定により文部科学大臣が指定した大学（以下「指定大学」という。）が加える科目について修得するものとする（次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。）。

大学が独自に設定する科目の単位修得方法については、幼稚園教諭免許状の単位修得の詳細を規定している第2条に記載がある。中学校にも準用することが規定されており（第4条第1項の表の場合においても同様とする。という文言）、その場合は「領域に関する専門的事項に関する科目」を「教科に関する専門的事項」に読み替えてこの条文を読むことになる（[平成29年11月17日文部科学省初等中等教育局長通知「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について」](#)の「参考」にその旨の記載がある。）。

12. 最低修得単位数

免許法施行規則第4条第1項表<抜粋>

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	28	12
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (6)	10 (6)	6 (3)
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10 (6)	10 (6)	6 (4)
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術			
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5 (3)	5 (3)	5 (3)
			教職実践演習	2	2	2
	第六欄	大学が独自に設定する科目		28	4	4

以 上